

締約国に関する情報 E C	エクアドル 一般情報	附属書 B 1 E C
国内官庁の名称	National Service of Intellectual Rights (SENADI) (Ecuador) (知的所有権国立サービス (SENADI) (エクアドル))	
所在地及び郵便のあて名	Unidad de Gestión de Patentes, Edificio FORUM 300, Avenida República #396 y Diego de Almagro, Quito, Ecuador	
電話番号	(593-2) 394 00 00, 394 00 01 to 10	
ファクシミリ装置	—	
電子メール	senadi.ec@gmail.com (一般問合せ) pct@senadi.gob.ec (PCT問合せ)	
インターネット	www.derechosintelectuales.gob.ec	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
エクアドルの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により知的所有権国立サービス (SENADI) (エクアドル) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
エクアドルが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	知的所有権国立サービス (SENADI) (エクアドル) (国内段階参照)	
エクアドルを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案	
国際型調査に関するエクアドルの規定	なし	

[次頁に続く]

E C	エクアドル (続き)	E C
国際公開に基づく仮保護	なし	
エクアドルが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
エクアドルが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及び あて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は後で提出することができる。PCT 第22条又は第39条(1)(a)に基づく期間内に要件が満たされ ない場合、管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たす よう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関 する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	